

生徒会会則

第1章 名 称

第1条 本会は倉敷市立福田南中学校生徒会という。

第2章 目 的

第2条 本会は会員の自治活動と会員相互の協力によって学校生活の向上につとめ、その経験をとおして将来よき社会人となる資質を養うことを目的とする。

第3章 任 務

第3条 本会は学校長および教職員の指導助言のもとに次の活動を行う。

1. 学校生活の充実改善をめざす諸活動の企画、実施に協力する。
2. 生徒会が主催する各種の行事を企画実施する。
3. 学校の行う文化的、体育的行事などに積極的に協力参加する。
4. 豊かな資質を身につけ健康を増進するためのクラブ、部活動の連絡調整をする。
5. その他、生徒会の目標を達成するために必要な活動を行う。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は、本校生徒全員とし、本校職員を顧問とする。

第5章 役 員

第5条 本会には次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名

書記 3名 会計 2名

第6条 会長は本会を代表し会務を行う。

第7条 副会長は、会長を助け、会長が事故のときはその仕事を代行する。

第8条 書記は本会の運営に必要な記録を整える。

第9条 会計は会計事務を行う。

第6章 総 会

第10条 総会は、全会員で構成する本会の最高議事機関で会長が召集する。

第11条 総会は次の事項を審議する。

1. 学級委員会が要求した件
2. 会則の改正に関する件

第7章 学級委員会

第12条 学級委員会は通常の議事機関であってその構成は次のとおりとする。

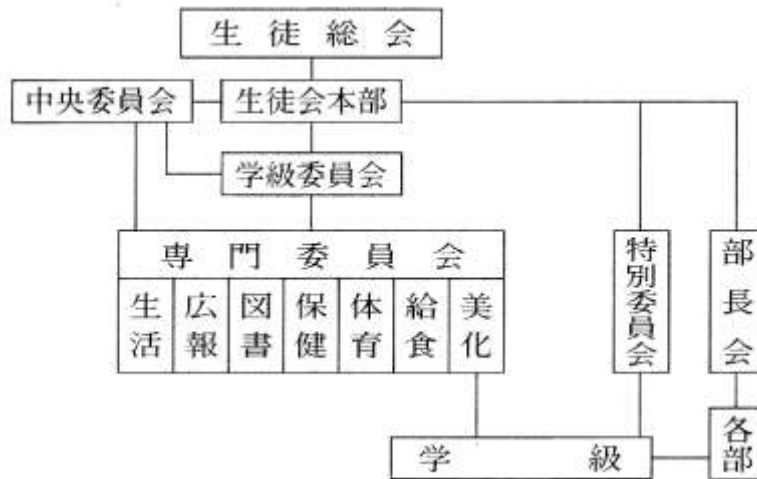
1. 生徒会役員
2. 学級の代表者（学級委員男女各1名）

第13条 学級委員会は原則として月1回以上開催し、会長、専門委員会から提出された問題について審議する。

第8章 専門委員会

第14条 専門委員会は各学級から選出された2名の委員で構成し、生徒会の実践活動の中心として次の任務をもつ。

1. 学級委員会の議決事項の実践と学級委員会へ提出する問題の協議
2. 担当事項の協議と実施
3. 組織図



第9章 中央委員会

第15条 中央委員会は生徒会役員と専門委員会の委員長とで構成し、生徒会の活動計画や実践について協議する。

第10章 会 計

第16条 会員は本会の会費を納める。

第17条 会計年度は4月より翌年3月までとする。

第11章 選 挙

第18条 本会の役員は全校生徒の役票によって選挙される。選挙についての規定は別に定める。

第19条 定例選挙は2学期中に行う。

第12章 会則の改正

第20条 本会則の改正は学級委員会が発議し、総会で承認を得なければならない。

第13章 決 議

第21条 総会、学級委員会および委員会は、それぞれ会員または委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。議決は過半数で決め可否同数のときは議長が決める。

第14章 最終決定権

第22条 本会の決定は学校長の承認を得て実行される。

第15章 付 則

第23条 この会則の実施に必要な規定は学級委員会できめる。

第24条 この会則は学校長の承認を得た昭和57年1月7日より効力を生ずる。

「改正歴」 令和 6年 5月 第5、14条

令和 8年 3月 第16条